

○厚生労働省告示第二百五十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年七月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一 七 (略) 八 (略) 九 (773) (772) (447) (446) (1) (略) (1100) フイダキソマイシン (略) (略) (略) スピラマイシン	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一 七 (略) 八 (略) 九 (771) (新設) (446) (新設) (1) (新設) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)